

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

校舎、体育館等の老朽化に伴い外壁・天井等を改修する。
老朽化したトイレ環境を改善するために改修する。
児童生徒に快適な教育環境を提供するため老朽化したエアコンを改修する。
下水道法に基づき公共下水道接続工事を行う等、法令適合のための工事を行う。
外部からの侵入を防ぐために必要な門扉・フェンスが老朽化しているため改修する。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

内部環境改善のため、高効率型照明器具を導入する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

テニスコートの整備を行い、たくましく心豊かな子ども達の育成に寄与する。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		55 校
中学校		27 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		1 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		2 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	84 箇所
	共同調理場	0 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	85 箇所
	学校武道場	9 箇所
	社会体育施設	4 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	平成31年3月
国土強靭化地域計画 ^{※2}	有	令和3年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画当初に、当市の目標達成度合いについて計測するための指標等を検討し、計画期間経過後に、策定した指標等に基づき目標の達成度等を当市のホームページ等で公表する。